

新旧対照表

改 正 後	現 行
(輸入青果物検疫要綱) 第20 [本文略] (1) 第10第1項の規定により消毒を命じられた場合で、<u>植物防疫官により同第3項の消毒計画書が適当であると認定された場合</u> (2) 第13第1項ただし書きの場所において消毒を行う場合で、<u>植物防疫官により同項の輸送後消毒申請書が承認された場合</u>	(輸入青果物検疫要綱) 第20 [本文略] (1) 第10の規定により消毒を命じた場合で、<u>植物防疫官が消毒計画書を承認した場合</u> (2) 第13ただし書の場所において消毒を行う場合で、<u>植物防疫官が輸送後消毒申請書を承認した場合</u>